

埼玉県水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は、高い耕地率（20.0%で全国第4位）、穏やかな気象及び大消費地である首都圏に位置するという有利な条件を備えている。こうした条件を生かし、米、麦、野菜、果樹、花植木など多彩な農産物が生産され、720万人の県民をはじめ4,300万人の消費者を擁する首都圏に向け農産物を供給している。

水田については、耕地面積の55.4%を占め、水稲に加えて麦類、大豆、野菜などの生産が行われている。農業類型別の生産構造を見ると、野菜、果樹、畜産等では主業農家の割合が高くなっているが、米麦等の土地利用型農業では、自給的農家など規模の小さな農家が多くを占めている。

一方、県内の水稲作付農業者のうち、水稲を1ha以上作付けしている農業者数の割合は16%ながら、面積割合ではその農業者が水稲全面積の50%を担っており、この割合は増加傾向にある。

今後ともこのような担い手を育成していくためには、農地中間管理機構等を活用した担い手へのさらなる農地集積を進めるとともに、水稲はもとより水稲以外の戦略作物・地域振興作物の本作化を図り、水田農業の構造改革を進めていくことが課題となっている。

2 作物ごとの取組方針

(1) 主食用米

産地と消費地が隣接していることから、農家が消費者や飲食店等に直接販売できる環境にあり、産地品種いかんにかかわらず流通が可能となっている。反面、ロットが確保できないため、銘柄ブランドを流通業界に浸透させにくいという特徴がある。

また、近年は夏期の高温による登熟障害が発生しており、暑さに負けない米づくりや増加傾向にあるイネ縞葉枯病の対策が急務となっている。

そのため、今後は

- ①安定生産を実現する適正な品種構成への誘導
 - ②本県の優位性を活かした生産・販売体制の構築
 - ③高温対策や病害虫防除の徹底による品質・作柄の安定
- に向けて行政・関係団体および生産者が一体となって取り組む。

(2) 非主食用米

主食用米の需要は減少傾向にあり、一部の農業者はその経営判断により水田における非主食用米生産が行われている。今後の需要動向を注視しながら非主食用米による水稻作付面積の維持・拡大を図る。

ア 飼料用米

地域の実需者との結びつきを支援するとともに、全国集荷団体との取引の拡大を進めていく。また、団地化などによるコスト低減及び多収品種の導入により収益の向上を図るとともに産地交付金を活用し、担い手の作付拡大を図る。

イ 米粉用米

県産米粉の利用を促進するため利用拡大を支援し、需要に応じた生産を図る。また、多収品種の導入による収益の向上を図るとともに産地交付金を活用し、担い手の作付拡大を図る。

ウ WCS 用稲

耕畜連携を引き続き進めていくとともに、県育成品種の種子確保や主穀作農家がコントラクター組織に参画するよう誘導し、生産の維持・拡大を図る。

エ 加工用米

地域の実需者の需要量を的確に把握し、需要に応じた生産を図るとともに、酒造メーカー等実需者との複数年契約の取組を支援し、収益の向上を図る。

オ 備蓄米

継続的に安定した取引が期待できるとともに、は種前に販売収入を決定できることから、着実に取り組みを進めていく。

(3) 麦、大豆、飼料作物

麦は、これまで安定した需要のもとで、小麦を中心に高品質生産が行われてきたところである。しかし、近年は冬期の温暖化、春期の多雨など気象の影響による生産量や品質の変動が大きくなっている。また、生産者の高齢化等により、作付面積が減少している。

このため、気象の影響を回避し実需側の要望に応えるために導入した新品種の高品質安定生産や、農地の利用集積、作業の集約化による生産コストの低減を推進するとともに産地交付金を活用し、担い手の作付拡大を支援する。

大豆は、麦類同様に気象変動の影響により収量性の低下が顕著になっており、生産者の作付意欲が低下し、作付面積が減少している。

このため、品種の計画的な転換を推進するほか「畝立て同時播種法」などの湿害対策技術の導入による収量の安定化を推進するとともに産地交付金を活用し、担い手の作付拡大を支援する。

飼料作物は、耕畜連携を進めていくとともに、地域の需要者の要望に応じた生産量の確保に取り組む。

(4) そば、なたね

一部地域で地産地消の取組がなされているため、地域の需要者の要望に応じた生産量の確保に取り組む。

(5) 野菜

首都圏に位置することから野菜の生産・供給拠点としての役割を担っており、農業産出額は全国第7位と生産が盛んである。一方で消費者が身近にいることから流通・販売ルートも多様化し、さらには県内の食品事業者から加工・業務用に適した野菜生産にも潜在需要がある。

このため、水田農業における経営の安定化を図る方策の一つとして、「はくさい」「にんじん」「たまねぎ」「キャベツ」等の加工・業務用に適した土地利用型の品目の作付拡大を推進し、水田農業経営の所得向上を図る。

(6) 不作付地の解消

農地中間管理機構等の活用により、地域の担い手などに対して農地の集積・作業の集約化を推進し解消を図る。

3 作物ごとの作付予定面積

作物	平成 28 年度の作付面積 (ha)	平成 29 年度の作付予定面積 (ha)	平成 30 年度の目標作付面積 (ha)
主食用米	31,200	30,184	29,940
飼料用米	2,857	3,400	3,600
米粉用米	190	620	750
WCS 用稲	144	163	160
加工用米	208	245	245
備蓄米	108	60	50
麦	6,100	6,130	6,150
大豆	705	710	715
飼料作物	276	300	300
そば	344	350	350
なたね	4	7	10
その他地域振興作物			
野菜	16,200	16,300	16,400
・			
・			
・			

4 平成 29 年度に向けた取組及び目標

取組 番号	対象作物	取組	分類 ※	指標	平成 28 年度 (現状値)	平成 29 年度 (目標値)
1	麦、大豆	担い手の取組	イ	作付面積	4, 9 8 3 ()	5, 0 1 0 ()
2	野菜	担い手の所得向上	イ	作付面積	2 0 3 ()	2 0 6 ()
3	飼料用米、 米粉用米	担い手の取組	イ	作付面積	2, 1 6 2 ()	2, 1 7 0 ()
4	戦略作物及 びそば、な たね	二毛作	ア	作付面積	3, 0 9 2 ()	3, 1 5 1 ()
5	飼料用米、 わら専用稲	わら利用 (耕畜連携)	ア	作付面積	2 0 4 ()	2 2 0 ()
6	粗飼料作物 等	資源循環 (耕畜連携)	イ	作付面積	1 0 8 ()	1 1 0 ()

※「分類」欄については、実施要綱別紙 16 の 2 (5) のア、イ、ウのいずれに該当するか記入してください。(複数該当する場合には、ア、イ、ウのうち主たる取組に該当するものをいずれか1つ記入してください。)

- ア 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組
- イ 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組
- ウ 地域特産品など、ニーズの高い製品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組

※平成 30 年度以降の目標値を設定している場合は、「平成 29 年度 (目標値)」欄の右に欄を設け、目標年度及び目標値を記載してください。

※現状値及び目標値が単収、数量など面積以外の場合、() 内に数値を設定する根拠となった面積を記載してください。

5 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 地域農業再生協議会が水田フル活用ビジョンを策定する場合には、都道府県水田フル活用ビジョンの後に添付してください。